

大田区武術太極拳クラブ・会則

① 会の名称;

大田区武術太極拳クラブと称します。(以下クラブ、とします)

② 事務所(団体所在地);

クラブ代表の自宅を事務所とします。(代表の住所・電話番号などは「社会教育関係団体届出書」のとおりです)

③ 会の活動目的;

会員が集い、太極拳の定期的な練習を行うことによって、会員の健康維持・増進と地域文化と住民相互のコミュニケーション向上を図ります。

④ 活動内容;

定期練習日:毎月4回、土曜日または日曜日の午前または午後

※施設・会場の予約取得状況によって変わることがあります。

練習時間:一回の練習時間を1時間半～2時間とします。

⑤ 会員及び入退会

クラブの活動目的に賛同し、所定の入会金と月会費を納める方はどなたでも入会し、会員となることができます。また、会員は自由な意思によりいつでもクラブを退会することができます。

次の場合は、会長(代表)の権限により、クラブを退会していただくことができるものとします。

- i クラブの目的と異なる活動を練習時間に行った場合
- ii クラブ内および会員に対して営利を目的とした活動を行った場合
- iii クラブ内および会員に対し、宗教や商業目的の勧誘活動を行った場合
- iv クラブの健全な目的・活動を妨害した場合、また会の発展を妨げる行為をした場合
- v 会員を誹謗・中傷するなど、クラブの規律を乱した場合
- vi 月会費を3ヶ月以上滞納した場合

⑥ 役員と役割

次の役員をクラブの総会において推選などで選出・決定します。

会長(代表)・副会長・会計・会計監査

役員の仕事は次のとおりとします。

会長(代表):クラブの活動目的に沿った活動を行うため、練習日・会場の設定他、会の運営全般に責任を持ちます。また年度ごとに“社会教育関係団体事業報告書”の作成を行い、大田区への届け出などを担当します。

副会長: 会長を補佐します。

会計: クラブの入出金を管理し、年度ごとに“社会教育関係団体会計報告書”を作成します。また年に一回会員に会計報告書を開示します。

監査: クラブの会計活動が正しく行われているか、定期的に会計監査をおこないます。是正を要する必要がある場合は、会長・副会長および会計に対し、是正措置を求めます。

⑦ 経費・会計:

クラブの運営に必要な経費などについては、会員が全員で平等に負担することを原則とします。
またクラブでは次の会費などを会員から徴収し、会の運営・活動にあてます。

入会金:3,000円(退会しない限り、一度だけの支払い。退会后、再入会する場合には再支払いが必要)
月会費:3,000円

※70歳以上の会員の月会費特例(平成28年/2017年1月1日改訂)

次の場合は、月会費を2,000円とする

(ア)1年以上継続して在籍している会員が70歳になった翌月以降

(イ)70歳以上の方が入会后継続して1年間を経過した翌月以降

クラブで支出する経費は会場使用料のほか、会の運営に必要なものに限定します。

支出について疑義がある場合は、役員で話し合いをして決定します。

会計については会計役員が年に一度、会員に対して会計報告を開示します。

⑧ 役員会議およびクラブ運営総会(定期・臨時):

i 役員会:会長は必要に応じて役員会を招集し、役員相互でクラブの運営についての必要事項について話し合います。役員会は最低年に一度は開催します。

ii クラブ運営総会:会長は年に一回、全会員の出席を依頼し、クラブ運営に関する報告を行い、同時に会員からクラブ運営に対する意見を集めます。

⑨ クラブ会則の改正:

クラブ会則の改正はクラブ運営総会で出席会員の過半数を超える同意で決定するものとします。

クラブ会則の改正発議は役員と会員が行うことができます。

⑩ 施行日:

この会則は平成20年(2008年)1月1日から施行とします。

変更履歴:

平成25年6月1日付け改訂: 月会費の変更

平成28年1月1日付け改訂: 70歳以上の会員の月会費特例